

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度歟啓大学学生定期健康診断業務委託

2 実施期間

令和8年4月1日から令和8年12月31日まで

3 実施場所及び実施日等

(1) 実施場所、所在地、実施日については、次のとおりとする。

実施場所	所 在 地	実 施 日
歟啓大学	広島市中区幟町1-5	4月9日（木）～4月17日（金）の間で2日、10月2日（金）～10月9日（金）の間で1日実施。実施日については要相談。

(2) 実施時間については、4月9日（木）～4月17日（金）は9:00～16:00、10月2日（金）～10月9日（金）は12:30～16:00に設定することとし、受診状況によっては適宜変更できるものとする。

(3) 実施日のみでは、尿検査が終了しないおそれがあるため、検査の予備日を1日間追加して設けることとする。

(4) (1) の実施場所及び実施日に受診ができない学生については、別途、受託機関が指定する施設において健康診断を受診することとする。

(5) (4) の実施期間は、令和8年12月25日までとする。

4 健康診断対象学生及び健康診断項目等

(1) 健康診断対象は、歟啓大学に所属する学生とする。

(2) 定期健康診断の健康診断項目等については、次表のとおりとする。

健 康 診 断 項 目	受 診 対 象 者
身体測定（身長・体重）	
血圧測定	
視力検査（裸眼又は矯正）	400人（1～4年生全員）
尿検査（糖・蛋白）	
内科診察	
胸部X線直接撮影（デジタル）	
聴力検査（オージオメーターによる1000Hz、4000Hz）	300人（1年生、3年生、4年生）
血液検査（白血球・赤血球・ヘマトクリット・ヘモグロビン）	100人（1年生）

5 実施方法等

(1) 受託機関は、4(1)及び(2)の項目に沿って、実施期間中に健康診断を実施することとする。

(2) 混雑を防止するため、適切な数の検査職員を配置することとする。

(3) 健康診断機器の精度の確認を行うこととする。

(4) 健康診断順序については、事前に大学担当者と打合せを行った上で、部屋数、検査職員数

等、学生が円滑に受診できるよう、受託機関において設定するとともに、学生にわかりやすく案内表示板等で掲示することとする。

- (5) 健康診断実施に当たっては、プライバシーに十分配慮するとともに、健康診断対応についてクレームがあった場合には誠実に対処し、その内容について大学担当者に報告することとする。
- (6) 健康診断日前日には準備状況等を、健康診断日当日到着後及び健康診断終了後（現状復旧後）には、その旨等を大学担当者に連絡することとする。
- (7) 個人票（受診票）は、受託機関において事前に用意するものとし、書面による個人票またはオンラインによる個人票のいずれでも可とする。ただし、オンライン個人票を使用する場合は、受診者が容易にアクセスおよび入力できる環境を確保すること。
- (8) 受診者の個人データの取扱いに当たっては、個人情報の保護に係る規程を順守すること。
- (9) 配慮が必要な障がい者の受診があった場合には、別途、受診可能な時間帯に実施するため大学担当者に協議することとする。

6 健康診断終了後の措置

(1) 定期健康診断の個人票等の処理

- ア 胸部X線の読影について、必要なものについては比較読影を、また、異なる医師による二重読影を行うこと。
- イ その他、健康診断結果が特に異常なものについては、直ちに大学担当者に報告すること。この場合において、異常値だけでなく全ての受診結果について報告することとする。

(2) 定期健康診断の健診結果データの処理

- ア 健診結果は、別紙1に示すとおりデータ化し、結果を印刷した用紙と本学の健康管理システムにデータの移管が可能な状態の電子媒体（CD、USBメモリー等）により健康診断終了日の翌日から21日以内に大学担当者に提出することとする。
- イ 提出された診断結果の内容に不備がある場合は、再提出を求めるものとする。

(3) 健康診断結果の封入

学生に通知する定期健康診断結果票の封入を行う。

7 請求

委託料の請求は、別に指示するところに従い、健康診断項目ごとの全額を明記して請求することとする。

8 その他

(1) 委託者は次のことを行う。

- ア 受診者の個人データ（学籍番号、氏名、生年月日、性別等）の提供
- イ 受付での受診票と調査票の配布業務
- ウ 受診勧奨

(2) 委託業務実施に当たって、本仕様に定めのない事項が生じた場合については、その都度協議の上で定めることとする。

(3) 委託業務に係る消耗品、機器の搬入・運搬等、委託業務実施に伴う諸経費は受託機関が負担することとする。